

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの

取得原価

② 出資金

ア 市場価格のあるもの

会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの

出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物

6 年～50 年

イ 工作物

6 年～60 年

ウ 物品

2 年～50 年

② 無形固定資産

定額法

(ソフトウェアについては当市における見込み利用期間 (5 年) に基づく定額法によっています。)

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

なお、平成 28 年度においては、該当事項ありません。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

なお、平成 28 年度においては、該当事項ありません。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 100 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項ありません。

- (2) 表示方法の変更 該当事項ありません。
(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当事項ありません。

3. 重要な後発事象 該当事項ありません。

4. 偶発債務 該当事項ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得特別会計

霊園事業特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー%

連結実質赤字比率 ー%

実質公債費比率 7.0%

将来負担比率 15.7%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 11 百万円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 615 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 基準モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

該当事項ありません。

イ 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

土地 △35,043 百万円

② 売却可能資産

ア 範囲

平成 28 年度末において、売却予定とされている資産

なお、今年度は該当ありません。

③ 減債基金に係る積立不足額

該当事項ありません。

④ 基金借入金（繰替運用）

財政調整基金	6,360 百万円
減債基金	1,710 百万円
医療施設設置基金	1,080 百万円
国民健康保険保険給付等支払準備基金	1,490 百万円

⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、臨時財政対策債の残高 13,458 百万円

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	15,230 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額参入額	96 百万円
将来負担額	42,508 百万円
充当可能基金額	6,999 百万円
特定財源見込額	597 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	24,089 百万円

⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当事項ありません。

⑥ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物
該当事項ありません。

(1) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(2) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

△729 百万円

② 既存の決算情報との関連性

(単位：百万円)

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	27,754	27,046
繰越金に伴う差額	△859	-
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	38	38
一般会計等内の内部取引に係る相殺	△13	△13
資金収支計算書	26,921	27,071

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算

書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得特別会計、霊園事業特別会計）の分及び一般会計等内の内部取引相殺の分相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	1,877	百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	379	百万円
未収債権、未払債務等の増減	776	
減価償却費	△2,754	百万円
賞与等引当金繰入額	△310	百万円
退職手当引当金繰入額	△524	百万円
徴収不能引当金繰入額	△207	
固定資産除売却損益	△58	百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△823	百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	3,000	百万円
一時借入金に係る利子額	0	百万円

⑤ 重要な非資金取引

該当事項ありません。